

給付金と相談窓口のご案内

妊婦支援給付金は、
流産・死産等をされた方も対象になります。

支給額

妊婦認定時に5万円
妊娠していたこどもの人数×5万円

○対象者

妊娠されていた方(申請時点で大磯町に住民票があり、他の自治体で妊婦支援給付金の支給を受けていない方)

※本制度では、医療機関により胎児心拍が確認できたことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義しています。

○申請時期

流産・死産等をされた場合は、医療機関において、その事実が確認された日以降に届け出ることができます。

○申請方法

本人確認書類等が必要になります。詳細については、大磯町ホームページをご覧ください。申請書は窓口にもご用意しております。

相談

支援給付と組み合わせて相談支援を実施しています。申請時などにお話を伺うことができます。相談を希望される方は、事前にお電話でご連絡をお願いします。

問合せ:大磯町子育て支援課 こども家庭係 母子保健担当
電話0463(61)4100 内線361・364

詳細はこちら
(大磯町HP)

